

# キャノンアネルバ企業年金基金規約

平成16年 4月 1日 制定

平成17年10月 1日 制定

(キャノンアネルバ企業年金基金へ改名：H17.12.)

(ポータビリティ規約変更：H18.7)

平成19年 8月20日 制定

(所在地の変更：H19.8)

平成21年 4月 1日 制定

(標準掛金の変更：H21.4)

# キャノンアネルバ企業年金基金規約

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この企業年金基金(以下「基金」という。)は、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号。以下「法」という。)に基づき、基金の加入者等の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 この基金は、キャノンアネルバ企業年金基金という。

### (事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。  
神奈川県川崎市麻生区栗木2丁目5番1号

### (実施事業所の名称及び所在地)

第4条 この基金の実施事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  
名称 キャノンアネルバ株式会社  
所在地 神奈川県川崎市麻生区

### (公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第8条、第9条、第54条、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

## 第2章 代議員及び代議員会

### (代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

### (定数)

第7条 この基金の代議員の定数は、14人とし、その半数は、実施事業所の事業主(以下「事業主」という。)において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

### (任期)

第8条 代議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

### (互選代議員の選挙区)

第9条 加入者において互選する代議員(以下「互選代議員」という。)の選挙区は、実施事業所を通

じて1選挙区とする。

(互選代議員の選挙期日)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後20日以内に行うことができる。

- 2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定による選挙の期日は、20日前までに公告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもち有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。
- 3 理事長は当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第14条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

- 2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
- 3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
- 4 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。
- 5 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

第15条 通常代議員会は、毎年2月及び7月に招集することを常例とする。

(臨時代議員会)

第16条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。

- 2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第 17 条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して 5 日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告の方法は、第 5 条第 1 項の規定を準用する。

(定足数)

第 18 条 代議員会は、代議員の定数(第 20 条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(代議員会の議事)

第 19 条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更(確定給付企業年金法施行規則(平成 14 年厚生労働省令第 22 号。以下「規則」という。)第 15 条各号に規定する事項の変更を除く。)の議事は、代議員の定数の 3 分の 2 以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第 17 条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第 20 条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第 21 条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、5 人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の議決事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第 23 条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 代議員の定数
- (3) 出席した代議員の氏名及び第 21 条の規定により代理された代議員の氏名

- (4) 議事の経過の要領
  - (5) 議決した事項及び可否の数
  - (6) その他必要な事項
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた 2 人以上の代議員が署名しなければならない。
  - 3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかなければならない。
  - 4 加入者及び加入者であった者は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。  
この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第 24 条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

### 第 3 章 役員及び職員

(役員)

第 25 条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

- 第 26 条 理事の定数は、6 人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。
- 2 理事のうち 1 人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
  - 3 理事のうち 1 人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
  - 4 理事のうち 1 人を給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
  - 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ 1 人を選挙する。

(役員任期)

第 27 条 役員任期は 3 年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第 28 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、代議員会において 3 分の 2 以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあっては、第 37 条の規定に違反したとき。

(役員選挙執行規程)

第 29 条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第 30 条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第 31 条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の 3 分の 1 以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して 5 日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第 32 条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第 12 条第 4 項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

(理事会の議事)

第 33 条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第 31 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第 34 条 理事会の会議録については、第 23 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。

(役員の職務)

第 35 条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。
- 3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 5 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第 23 条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事 2 名がこの基金を代表する。
- 6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第 36 条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第 37 条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第 38 条 この基金の職員は、理事長が任免する。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 4 章 加 入 者

(加入者)

第 39 条 基金の加入者は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等のうち、従業員就業規則(平成 16 年 4 月 1 日現在において効力を有するアネルバ株式会社従業員就業規則をいう。以下同じ。)第 2 条に規定する従業員(以下「従業員」という。)とする。

(資格取得の時期)

第 40 条 従業員は、次のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を取得する。

- (1) 基金の実施事業所の従業員となった日
- (2) 休職(従業員就業規則第 72 条及び第 73 条に規定する休職をいう。以下同じ。)が終了した日の翌日

(資格喪失の時期)

第 41 条 従業員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき
- (3) 休職したとき
- (4) 従業員でなくなったとき
- (5) 従業員が使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき

(加入者期間の計算)

第 42 条 加入者期間は、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月までの期間とする。

- 2 加入者の資格を喪失した後に、再び基金の加入者の資格を取得した者(以下「再加入者」という。)については、次の各号に掲げる者を除き、前後の加入者期間を合算するものとする。
  - (1) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の全部を支給された者
  - (2) 再加入者となる前の加入者期間に係る老齢給付金の全部を支給された者
  - (3) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の額に相当する額(以下「脱退一時金相当額」という。)が第 94 条の 3 から第 94 条の 6 までのいずれかの規定に基づき移換された者

## 第5章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与

### (基準給与)

- 第43条 基金の給付の額の算定の基礎となる給与(以下「基準給与」という。)は、退職金規程(平成16年4月1日現在において効力を有するアネルバ株式会社退職金規程をいう。以下同じ。)第12条に定める基本ポイントと評価ポイントの合計ポイントにポイント単価を乗じて得た額とする。ただし、56歳に達した日の属する月の翌月以降の基準給与は、基本ポイントにポイント単価を乗じて得た額とする。
- 2 前項のポイント単価は、1,000円とする。

### (仮想個人勘定残高)

- 第44条 次の各号に規定する額の合計額を仮想個人勘定残高とする。
- (1) 加入者の資格を取得した日の属する月(以下「加入者資格取得月」という。)から当該資格を喪失した日の属する月(以下「加入者資格喪失月」という。)までの各月につき、基準給与(56歳未満で従業員就業規則第83条に定める自己都合退職(以下「自己都合退職」という。)により加入者の資格を喪失した場合は、基準給与に加入者の資格を喪失した年齢(以下「資格喪失時年齢」という。)に応じ別表第1に定める率を乗じて得た額とする。)を12で除して得た額の累計額(年度ごとに円未満の端数を四捨五入して算出する。以下本条において同じ。)
- (2) 加入者資格喪失月の翌月から老齢給付金の支給を開始する月(以下「年金支給開始月」という。)又は一時金の支給を受ける月の前月までの各月について、前事業年度末(加入者資格喪失月の翌月から当該月の属する事業年度末までの各月にあつては、加入者資格喪失月の末日)の仮想個人勘定残高に再評価率を乗じて得た額を12で除して得た額の累計額
- 2 前項の再評価率は、事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前5年間に発行された国債(期間10年のものとする。)の応募者利回りの平均値(0.1%未満の端数は四捨五入する。)に1.0%を加えた率とし、当該事業年度の初日から1年間適用する。ただし、再評価率が6.0%を上回る場合にあつては6.0%とし、法定下限予定利率を下回る場合にあつては、法定下限予定利率とする。
- 3 前項の法定下限予定利率は、次項に定める算定基準日における規則第43条第2項第1号の厚生労働大臣が定める率とする。
- 4 法定下限予定利率の改定は、毎年4月1日を算定基準日(以下「算定基準日」という。)として行い、算定基準日から1年間適用する。

### (標準給与)

- 第45条 基金の掛金の額の算定の基礎となる給与(以下「標準給与」という。)は、第43条に定める基準給与とする。

## 第6章 給付

### 第1節 給付の通則

### (給付の種類)

第 46 条 基金による給付は次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁定)

第 47 条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、基金が裁定する。

- 2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その裁定を受けた受給権者に給付の支給を行う。
- 3 受給権者は、第 1 項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して基金に提出しなければならない。
- 4 遺族給付金の請求に当たっては、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。
  - (1) 請求者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子(給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合  
死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類
  - (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合  
請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類
- 5 第 54 条に定める未支給の給付の請求に当たっては、その請求者は、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。ただし、死亡した受給権者が死亡前に給付の請求をしていなかった場合は、第 3 項に定める請求書を併せて提出しなければならない。
  - (1) 請求者が配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合  
死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類
  - (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合  
請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類
- 6 第 60 条第 1 項ただし書きの規定により、年金に代えて一時金の支給を受けようとする場

合、当該受給権者は、同項各号に定める特別な事情があることを証する書類を提出しなければならない。

(標準年金額)

第 48 条 標準年金額は、支給開始時の仮想個人勘定残高を年金支給期間及び法定下限予定利率に応じ別表第 2 に定める年金現価率で除して得た額とする。

2 前項の年金支給期間(以下「年金支給期間」という。)は、支給を開始する時に本人が次の各号より選択するものとする。

(1) 5 年

(2) 10 年

(3) 15 年

(4) 20 年

(法定下限予定利率の改定に伴う標準年金額の改定)

第 49 条 第 44 条第 4 項の規定により改定後の法定下限予定利率が適用された場合は、改定前の法定下限予定利率により算定された標準年金額は、老齢給付金の支給を開始したときの仮想個人勘定残高を改定後の法定下限予定利率及び年金支給期間に応じ別表第 2 に定める年金現価率で除して得た額に改定する。

(端数処理)

第 50 条 基金の給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の額に 1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、給付のうち一時金として支給されるもの(以下「一時金給付」という。)の額に 100 円未満の端数が生じた場合は、これを 100 円に切り上げる。

2 給付の額を計算する過程において、1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げる。

(支給期間)

第 51 条 年金給付の支給は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第 52 条 年金給付の支払日は年 6 回、2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月の各 1 日とし、それぞれの支払日にその前月までの分をまとめて支払う。

2 一時金給付は、請求手続終了後 1 ヶ月以内に支払う。

3 前 2 項の給付の支払は、あらかじめ加入者、加入者であった者又はその遺族が指定した金融機関の口座に、基金から振り込むことによって行う。

(給付の制限)

第 53 条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者及び給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者については、遺族給付金を支給しない。

2 受給権者が、正当な理由がなくて法第 98 条の規定による書類その他物件の提出の求めに応じない場合は、給付の全部又は一部を行わない。

3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなった場合には、給付の全部又は一部を行わない。

(1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、そ

の名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。

- (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
- (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

(未支給の給付)

第 54 条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はその他の親族のうち、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付を請求することができる。

- 2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。
- 3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第 1 項に規定する順位による。
- 4 未支給の給付を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その 1 人に対して行った給付は、全員に対して行ったものとみなす。

(時効)

第 55 条 受給権の消滅時効については民法(明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号)の規定を適用する。

(譲渡担保の禁止等)

第 56 条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

## 第 2 節 老齢給付金

(支給要件)

第 57 条 基金の加入者又は加入者であった者が次のいずれにも該当することとなったときは、老齢給付金を支給する。

- (1) 加入者期間が 20 年に達したとき
- (2) 60 歳に達したとき(以下「老齢給付金支給開始要件」という。)

(年金額)

第 58 条 年金として支給する老齢給付金の額は、標準年金額とする。ただし、算定基準日(年金支給開始時を含む。以下本条において同じ。)において、算定基準日における再評価率が算定基準日における法定下限予定利率を上回った場合にあっては、算定基準日における再評価率及び年金支給期間に応じ別表第 2 に定める年金現価率で、支給開始時の仮想個人勘定残高を除いて得た額を計算し、その額が標準年金額を上回る額を標準年金額に加算した額に改定する。

(支給の繰下げ)

第 59 条 老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の裁定を受けていない者は、次の各号に定めるいずれかの年齢までの間、当該老齢給付金の支給の繰下げを申し出ることができる。

- (1) 62 歳
  - (2) 65 歳
- 2 前項の規定により繰下げを申し出たときは、第 51 条の規定にかかわらず、受給権者が選

択した前項各号に定める年齢に達した日の属する月の翌月から老齢給付金を支給する。

3 支給の繰下げを行った場合の老齢給付金は、前条に規定する年金額とする。

(年金に代えて支給する一時金)

第 60 条 老齢給付金の受給権者は、老齢給付金の裁定を受けるとき、又は、年金として支給する老齢給付金（年金支給期間が 5 年の場合を除く。）を受けてから 5 年を経過した日から年金支給期間を経過する日までの間において、その者の申出により、年金に代えて一時金を受けることができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあっては、老齢給付金を受けてから 5 年を経過する日までの間においても、一時金を受けることができる。

(1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。

(3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。

(4) その他前各号に準ずる事情。

2 老齢給付金の裁定を受けるとき又は年金受給中に一時金を受けるときに一時金を受けることを申し出る場合にあっては、次のいずれかを選択することとする。ただし、既に第 64 条第 2 項により脱退一時金の一部の支給を受けているとき又は老齢給付金の一部について一時金の支給を受けているときは、第 1 号に限るものとする。

(1) 100%

(2) 75%

(3) 50%

(4) 25%

3 老齢給付金の裁定を受けるときに申し出た場合に支給する一時金の額は、裁定時の仮想個人勘定残高に前項各号のうち本人が選択した選択割合を乗じて得た額とする。

4 第 2 項の規定により年金受給中に一時金を受けることを申し出た場合に支給する一時金の額は、申出時の年金額に、年金支給期間から老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間(以下「残余期間」という。)に応じ申出時の再評価率による別表第 2 に定める年金現価率を乗じて得た額に第 2 項各号のうち本人が選択した選択割合を乗じて得た額とする。

5 前項の規定により一時金の支給を申し出た場合の仮想個人別勘定残高は、第 44 条第 1 項に基づき計算された仮想個人勘定残高に 100%から第 2 項各号のうち本人が選択した選択割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(失権)

第 61 条 老齢給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき

(2) 老齢給付金の支給開始後年金支給期間を経過したとき

(3) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

### 第 3 節 脱退一時金

(支給要件)

第 62 条 加入者が次のいずれかに該当した場合にあっては、脱退一時金を支給する。

(1) 加入者期間が 1 カ月（自己都合退職の場合は 3 年）以上 20 年未満である者が、加入

者の資格を喪失したとき(死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。)

(2) 加入者期間が 20 年以上である者が、60 歳未満で加入者の資格を喪失したとき

(一時金額)

第 63 条 脱退一時金の額は、加入者の資格を喪失したときの仮想個人勘定残高とする。

(支給の繰下げ及び支給の方法)

第 64 条 脱退一時金の受給権者であって第 62 条第 1 号に該当する者のうち休職者及び第 62 条第 2 号に該当する者は、その者が 60 歳に達するまでの間、脱退一時金の支給の繰下げの申出をすることができる。

2 前項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者は、次のいずれかを選択して脱退一時金の支給を申し出ることができる。ただし、既に脱退一時金の一部の支給を受けているときは、第 1 号に限るものとする。

(1) 100%

(2) 75%

(3) 50%

(4) 25%

3 脱退一時金の支給の繰下げを行った場合の脱退一時金の額は、脱退一時金の支給を申し出をしたときの仮想個人勘定残高に前項各号のうち本人が選択した選択割合を乗じて得た額とする。

4 第 2 項に基づき脱退一時金の一部の支給を受けた場合の仮想個人別勘定残高は、第 44 条第 1 項に基づき計算された仮想個人勘定残高に 100%から第 2 項で選択した選択割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(支給の効果)

第 65 条 脱退一時金の全部の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする

2 脱退一時金相当額が第 94 条の 3 から第 94 条の 6 までのいずれかの規定に基づき移換されたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

(失権)

第 66 条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

(1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき

(2) 加入者の資格を取得したとき

(3) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき

(4) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき

#### 第 4 節 遺族給付金

(支給要件)

第 67 条 基金の加入者又は加入者であった者が、次のいずれかに該当した場合には、その遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

(1) 加入者期間が 1 カ月以上の加入者が死亡したとき

(2) 脱退一時金の受給権者であって脱退一時金の繰下げの申出をしている者が死亡した

とき

- (3) 老齢給付金の受給権者であって老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者が死亡したとき
- (4) 老齢給付金の受給権者であって老齢給付金を受給している者が死亡したとき

(遺族の範囲及び順位)

第 68 条 前条の遺族は次に掲げる者とし、その順位は次の各号の順位とする。ただし、同順位の者が 2 名以上となる場合には、その 1 人のした請求は、同順位の者全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

- (1) 配偶者
  - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
  - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族
- 2 前項に規定する遺族が次に掲げる状態になった場合は、遺族ではなくなるものとする。
- (1) 配偶者が婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき
  - (2) 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる者が直系血族及び直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき又は離縁により給付対象者との親族関係が終了したとき

(一時金額)

第 69 条 第 67 条の一時金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 第 67 条第 1 号から第 3 号に該当する場合  
死亡時の仮想個人勘定残高
- (2) 第 67 条第 4 号に該当する場合  
死亡時の年金額に、残余期間に応じ死亡時の再評価率による別表第 2 に定める年金現価率を乗じて得た額

## 第 7 章 掛 金

(掛金)

第 70 条 事業主は、給付に要する費用に充てるため、加入者期間の計算の基礎となる各月につき掛金を拠出する。

(標準掛金)

第 71 条 掛金のうち、標準掛金は各月末日現在における各加入者の標準給与を合算した額に 55%を乗じて得た額とする。

- 2 前項の掛金の額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(特別掛金)

第 72 条 掛金のうち、特別掛金は、過去勤務債務の額を平成 16 年 4 月から 20 年で償却するため、各月末日現在における各加入者の標準給与を合算した額に 27%を乗じて得た額とする。

- 2 前項の掛金の額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(事務費掛金)

第 73 条 基金の業務委託費又は基金の事務費に充てるための事務費掛金は、加入者数に 1,000 円を乗じて得た額とする。

(掛金の納付)

第 74 条 事業主は、各月の掛金を翌月の末日までに基金に納付するものとする。

(財政再計算)

第 75 条 基金は、将来にわたって財政の均衡が保つことができるように、5 年ごとに事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他規則第 50 条に定める場合は、掛金の額の再計算を行うものとする。

3 基金は、前項に定める再計算のうち、加入者の数が著しく変動した場合の掛金の額の再計算を行った場合は、第 1 項で規定する次の再計算はその 5 年後に行うものとする。

(時効)

第 76 条 削除

(積立金の額の評価)

第 77 条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

## 第 8 章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第 78 条 基金は、毎事業年度の決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合には、掛金の額を再計算するものとする。

2 前項の許容繰越不足金は、当該事業年度以後 20 年間ににおける標準掛金額の予想額の現価に 100 分の 15 を乗じて得た額とする。

(非継続基準の財政検証)

第 79 条 事業主は、毎事業年度の決算において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合には、規則第 58 条第 1 号の規定に基づき必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項に定める最低積立基準額は、加入者及び加入者であった者の当該事業年度の末日(以下この条において「基準日」という。)までの加入者期間に係る最低保全給付の現価の合計額とする。ただし、現価の計算に用いる再評価率は、基準日に適用されている再評価率とする。

3 前項に定める最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 基準日において年金給付の支給を受けている者

当該年金給付

(2) 基準日において、老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者

その者が基準日において老齢給付金の支給を請求するとした場合に支給される年金給付

(3) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を

満たす者

その者が老齢給付金の支給開始要件を満たしたときに支給される老齢給付金

- (4) 基準日において加入者である者のうち、基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者

標準的な退職年齢に達した日(基準日における年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。)に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる老齢給付金に、次の按分率を乗じて得た額

按分率=A/B

- A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合における、喪失日の仮想個人勘定残高(自己都合退職)
- B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合における、喪失日の仮想個人勘定残高

- (5) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者
- 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる脱退一時金に、次の按分率を乗じて得た額とする。

按分率=A/B

- A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合における、喪失日の仮想個人勘定残高(自己都合退職)
- B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合における、喪失日の仮想個人勘定残高

4 前項第4号に規定する標準的な退職年齢は、60歳とする。

5 前項第2号から第4号における年金支給期間は20年とする。

(臨時掛金)

第80条 事業年度中において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあつては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な額を掛金として拠出するものとする。

- 2 前項の掛金は、全額事業主が負担する。

## 第9章 積立金の運用及び業務の委託

(基金資産運用契約)

第81条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、基金を共済金受取人とする生命共済契約を農業協同組合連合会と、投資一任契約を投資顧問業者とそれぞれ締結するものとする。

- 2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。
- 3 第1項の年金信託契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるとき及び規則第 111 条の規定により業務経理への繰入金を受けることができるときに支払うものであること。
- (2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。
- 4 第 1 項の生命保険契約又は生命共済契約の内容は、令第 41 条並びに規則第 72 条及び第 73 条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
  - (1) 基金に支払うべき保険金又は共済金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるとき及び規則第 111 条の規定により業務経理への繰入金を受けることができるときに支払うものであること。
  - (2) 保険料又は共済掛金と保険金又は共済金とは相殺しないものであること。
- 5 第 1 項の投資一任契約の内容は、令第 41 条に規定するものでなければならない。
- 6 第 2 項の年金特定信託契約の内容は、令第 40 条第 2 項に規定するもののほか、第 3 項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第 82 条 前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 基金資産運用契約の相手方(以下「運用受託機関」という。)の名称
- (2) 信託金、保険料又は共済掛金の払込割合
- (3) 支払金、保険金又は共済金の負担割合
- (4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関
- (5) 資産の額の変更の手続き
- (6) 第 4 項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第 1 号及び第 6 号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前 2 項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第 83 条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

- 第 84 条 基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。
- 2 基金は、前項に規定する基本方針と整合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しなければならない。ただし、年金特定信託契約、生命保険一般勘定契約及び生命共済一般勘定契約の相手方である運用受託機関を除く。

(分散投資義務)

第 85 条 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

(政策的資産構成割合)

第 86 条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

- 2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かなければならない。

(資産状況の確認)

第 87 条 基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第 88 条 基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(業務の委託)

第 89 条 基金は、住友信託銀行株式会社に次に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
  - (2) 給付金の支払に関する事務
  - (3) 加入者の記録管理(年金受給待期者、年金受給者を含む。)に関する事務
  - (4) 掛金額計算事務
  - (5) 給付額計算事務
- 2 基金は、住友信託銀行株式会社に、年金資産及び年金債務の将来予測(運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析(リスク・リターン分析等)及び関連業務(最適資産構成に関する相談・助言等)を含む。)に関する事務を委託することができる。
  - 3 基金は、住友信託銀行株式会社に、運用実績に係る統計の作成に関する事務を委託することができる。

## 第 10 章 解散及び清算

(解散)

第 90 条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- (1) 法第 85 条第 1 項の認可があったとき
- (2) 法第 102 条第 6 項の規定による基金の解散の命令があったとき

(解散時の掛金一括拋出)

第 91 条 この基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は当該下回る額を掛金として一括拋出するものとする。

(支給義務の消滅)

第 92 条 基金は、基金が解散したときは、この制度の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務についてはこの限りでない。

(残余財産の分配)

第 93 条 この基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において基金が給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「終了制度加入者等」という。)に分配しなければならない。

- 2 前項の分配は、解散した日において算定した、各終了制度加入者等に係る最低積立基準額に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。
  - (1) 残余財産の額が、最低積立基準額を下回る場合  
残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額  
ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額  
イ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額
  - (2) 残余財産の額が、最低積立基準額以上の場合  
残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額  
ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額  
イ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額
- 3 第 1 項の規定により残余財産を分配する場合には、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

## 第 11 章 福祉事業

(福祉事業)

- 第 94 条 この基金は、加入者及び加入者であった者の福祉を増進するため、福利及び厚生に関する事業を行う。
- 2 前項の事業の実施に関し必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

## 第 12 章 年金通算

(中途脱退者の選択)

- 第 94 条の 2 この基金は、中途脱退者(第 62 条第 1 号に該当する者をいう。以下同じ。)に対し、この基金の加入者の資格を喪失したときに、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換を行う。
- (1) 速やかに脱退一時金を受給すること。
  - (2) 速やかに第 94 条の 6 の規定に基づき企業年金連合会(以下「連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を行うこと。
  - (3) この基金の加入者の資格を喪失した日から 1 年を経過したときに脱退一時金の支給を行うこと。
  - (4) 脱退一時金の支給の繰下げの申出をすること。(休職者に限り選択ができる。)
- 2 前項第 3 号又は第 4 号を選択した中途脱退者が、その加入者の資格を喪失した日から 1 年を経過するまでの間に脱退一時金の受給又は脱退一時金相当額その他制度(他の確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金又は連合会をいう。以下同じ。)への移換を申し出た場合には、同号の規定にかかわらず、この基金は当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額その他制度への移換を行う。
  - 3 前項の脱退一時金相当額その他制度への移換については、次条から第 94 条の 6 までのいずれかの規定に基づき行うものとする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第94条の3 この基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第94条の4 この基金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であって、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第94条の5 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。)の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下この条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該企業型年金加入者若しくは個人型年金加入者の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

第94条の6 この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出る

- ことができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
  - 3 第 1 項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。
  - 4 この基金は、第 2 項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への残余財産の移換)

- 第 94 条の 7 この基金の終了制度加入者等は、清算人に連合会への残余財産(第 93 条の規定により当該終了制度加入者等に分配すべき残余財産をいう。以下この条において同じ。)の移換を申し出ることができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。
  - 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第 93 条第 1 項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(加入者への説明)

- 第 94 条の 8 この基金は、従業員が加入者の資格を喪失したときは、第 94 条の 2 から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則(平成 17 年 7 月 5 日年企発第 0705001 号)第 2 に基づき、当該従業員に対して説明しなければならない。

## 第 13 章 雑則

(事業年度)

- 第 95 条 基金の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

(届出)

- 第 96 条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)の規定による死亡の届出義務者は、30 日以内にその旨を基金に届け出なければならない。
- 2 年金給付の受給権者は、毎年 1 回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。

(受給手続)

- 第 97 条 基金による給付を受ける者は、基金に第 47 条に定める書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、基金が制度の運営に支障を及ぼさないと認めたときは、その一部の書類の提出を省略することができる。
- (1) 給付の受領方法についての届
  - (2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届
  - (3) 所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)で定める必要な申告書
- 2 前項による届出を行った事項について変更のあったときは、速やかに基金に届け出なければならない。

(報告書の提出)

- 第 98 条 基金は、毎事業年度終了後 4 ヶ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働

大臣に提出するものとする。

- 2 基金は、前項の書類を基金の事務所及び実施事業所に備え付けて置くものとする。
- 3 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。  
この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第 99 条 基金が厚生労働大臣あてに提出する規則第 116 条に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(業務概況の周知)

第 100 条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度 1 回、次に掲げる事項を加入者及び加入者であった者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているもの(以下この条において「受給権者等」という。)に周知することとする。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
  - (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
  - (3) 基金が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況
  - (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況
  - (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
  - (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況
  - (7) 基本方針の概要
  - (8) その他基金の事業に係る重要事項
- 2 基金は、前項に掲げる周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとし、受給権者等にも周知が行われるよう努めなければならない。
- (1) 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
  - (2) 書面を加入者に交付する方法
  - (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
  - (4) その他周知が確実に行われる方法

(法令の適用)

第 101 条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続き、その他の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

## 附 則

(施行日)

第 1 条 この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(加入及び加入者期間に関する経過措置)

第 2 条 この規約の施行日(以下「施行日」という。)に、第 39 条に定める加入者の資格を有する者は、同日付で本制度に加入するものとする。

- 2 施行日の前に、加入者が実施事業所の従業員であった期間は加入者期間に合算するものとする。

(厚生年金基金からの移行)

第 3 条 基金は、法第 112 条第 4 項の規定に基づき、同項の規定により消滅したアネルバ厚生年金基金（以下「旧基金」という。）に係る権利義務を承継するものとする。

- 2 施行日において旧基金の受給権を取得している者(以下「旧基金受給権者」という。)及び施行日の前日までに旧基金の加入員である資格を喪失した者((旧基金の規約第 42 条の規定にかかわらず、施行日の前日に同条各号のいずれかに該当するに至った者(その事実があった日に更に旧基金の規約第 41 号のいずれかに該当するに至った者を除く。))を含む。以下「旧基金未裁定待期者」という。)は、支給に関する権利義務を承継された給付について、本制度における受給権者とする。
- 3 当該権利義務の承継に係る旧基金が、法第 112 条第 4 項の規定により消滅したときは、基金は、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。)第 162 条の 3 第 1 項に定める責任準備金に相当する額を政府に納付するものとする。

(旧基金受給権者及び旧基金未裁定待期者の給付に関する経過措置)

第 4 条 第 3 条第 2 項に定める受給権者が、次の各号に定める年金の支給を申し出たときは、次の各号の区分に応じ、権利義務が承継された旧基金の上乗せ年金給付（以下「上乗せ年金給付」という。）に相当する部分に代えて、当該各号に定める年金を支給する。

- (1) 施行日において 60 歳以上の者

上乗せ年金給付に相当する額に申し出たときの年齢に応じて附則別表第 1 に定める率を乗じた額を 4.36713 で除して得た額を、申し出た月の翌月から、年金として 5 年間支給

- (2) 施行日において 60 歳未満の者

上乗せ年金給付に相当する額に 13.69819 を乗じた額を 4.36713 で除して得た額を、60 歳に達した月の翌月から、年金として 5 年間支給

- 2 前項第 2 号に該当する者が 60 歳に達するまでに、一時金の支給を申し出たときは、年金に代えて一時金の支給を受けることができる。
- 3 前項の一時金の額は、第 1 項第 2 号に定める額に 4.36713 を乗じた額を申し出たときの年齢に応じて附則別表第 2 に定める率で除して得た額とする。
- 4 第 1 項に該当する者が、60 歳に達したとき、当該年金の申出をしたとき（第 1 項第 1 号に該当する者に限る。）又は年金受給中(第 60 条第 1 項各号に掲げる事由に該当する場合に限る。)に、一時金の支給の申出をしたときは、年金額に 5 年から年金を支給した期間を控除した期間(以下「残余期間」という。)に応じて附則別表第 3 に定める率を乗じて得た額を、年金に代えて一時金として支給する。

- 5 第 1 項第 2 号に該当する者が、60 歳に達するまでに死亡した場合は、その遺族に、第 1 項第 2 号に定める額に 4.36713 を乗じた額を死亡したときの年齢に応じて附則別表第 2 に定める率で除して得た額を一時金として支給する。
- 6 第 1 項に該当する者が、年金受給中に死亡した場合は、その遺族に、年金額に残余期間に応じて附則別表第 3 に定める率を乗じて得た額を、一時金として支給する。
- 7 第 1 項に定める年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。
  - (1) 受給権者が死亡したとき
  - (2) 年金の全部を一時金として支給されたとき
  - (3) 年金の支給開始後 5 年を経過したとき

(旧基金の加入員であって施行日において加入者の資格を喪失した者の給付に関する経過措置)

第 5 条 附則第 3 条第 1 項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した旧基金の加入員期間が 1 ヶ月以上の加入者(施行日の前日に旧基金の規約第 42 条各号のいずれかに該当するに至った者を除く。)であって、施行日において第 39 条に定める加入者の資格を有しない者は、施行日において加入者の資格を喪失するものとし、次の各号の区分に応じ当該各号に定める年金又は脱退一時金を支給する。

- (1) 施行日現在において 60 歳以上の者
 

旧基金の加入員であった全期間の平均標準報酬月額に旧基金の加入員であった期間の月数を乗じ得た額に 1000 分の 0.1 を乗じて得た額（以下「基本年金相当額」という。）に 13.69819 を乗じた額を 4.36713 で除して得た額を、施行日の属する月の翌月から、年金として 5 年間支給
- (2) 施行日現在において 60 歳未満の者
 

基本年金相当額に、施行日現在の年齢に応じて附則別表第 4 に定める率を乗じて得た額を脱退一時金として支給
- 2 前項第 2 号に該当する者のうち、旧基金の加入員期間が 20 年以上の者については、その者が 60 歳に達するまでの間、当該脱退一時金の支給の繰下げの申出をすることができる。
- 3 前項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者は、脱退一時金の支給を申し出ることができる。
- 4 脱退一時金の支給の繰下げを行った場合の脱退一時金の額は、基本年金相当額に脱退一時金の支給の申出をしたときの年齢に応じて附則別表第 4 に定める率を乗じて得た額とする。
- 5 脱退一時金の支給の繰下げを行っている者が 60 歳に達したときは、基本年金相当額に施行日現在の年齢に応じ附則別表第 4 及び附則別表第 2 に定める率を乗じた額を 4.36713 で除して得た額を、60 歳に達した月の翌月から年金として 5 年間支給する。
- 6 第 1 項第 1 号又は前項に該当する者が、60 歳に達したとき、当該年金の申出をしたとき又は年金受給中(第 60 条第 1 項各号に掲げる事由に該当する場合に限る。)に一時金の支給の申出をしたときは、年金額に、残余期間に応じて附則別表第 3 に定める率を乗じて得た額を、年金に代えて一時金として支給する。
- 7 第 2 項に定める脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者が、60 歳に達するまでに死亡した場合は、その遺族に、基本年金相当額に死亡したときの年齢に応じて附則別表第 4 に定める率を乗じて得た額を、一時金として支給する。

- 8 第 1 項第 1 号又は第 5 項に該当する者が、年金受給中に死亡した場合は、その遺族に、第 1 項第 1 号又は第 5 項に定める年金額に残余期間に応じて附則別表第 3 に定める率を乗じて得た額を、一時金として支給する。
- 9 第 1 項第 2 号に定める一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。
  - (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
  - (2) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき
  - (3) 脱退一時金の受給権者が年金の受給権を取得したとき
- 10 第 1 項第 1 号及び第 5 項に定める年金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。
  - (1) 受給権者が死亡したとき
  - (2) 年金の全部を一時金として支給されたとき
  - (3) 年金の支給開始後 5 年を経過したとき

(みなし中途脱退者の取扱い)

#### 第 6 条 削除

(施行日前の月にかかる旧基金の掛金の徴収に関する経過措置)

第 7 条 基金は、法第 112 条第 6 項の規定に基づき、施行日の属する月の前月までの旧基金の掛金について事業主から徴収するものとする。

(財政再計算に関する経過措置)

第 8 条 第 75 条第 1 項の定めにかかわらず、初回の掛金の額の再計算は、平成 20 年 3 月末日を基準日として行うものとする。

(最低積立基準額に関する経過措置)

第 9 条 附則第 5 条及び第 6 条に定める給付に係る最低積立基準額については、第 79 条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に基づき算出した額とし、第 79 条により算出した額に合算するものとする。

(終了制度加入者等に係る残余財産の交付に関する経過措置)

#### 第 10 条 削除

(旧基金から移行する際の不足の徴収)

第 11 条 この基金は、旧基金が法第 112 条の規定に基づき消滅したことに伴い、当該消滅した日(以下「消滅日」という。)における旧基金の年金給付等積立金の額が、消滅日において旧基金が年金たる給付(厚生年金代行給付(法第 111 条第 1 項に定める厚生年金代行給付をいう。))に限る。)の支給に関する義務を負っている者に係る厚年法第 162 条の 3 第 1 項に定める責任準備金に相当する額を下回るときは、当該下回る額を、この基金の実施事業所の事業主から特別掛金として一括して徴収するものとする。

- 2 前項に定める特別掛金の徴収は、当該特別掛金の額を実施事業所の最低積立基準額に応じて按分した額を、実施事業所の事業主が負担することにより行うものとする。

(再評価率に関する経過措置)

第 12 条 第 44 条第 2 項にかかわらず、施行日から平成 17 年 3 月 31 日までの間に適用する再評価率は 2.5%とし、平成 17 年 4 月 1 日に改定するものとする。

(代議員に関する経過措置)

第 13 条 この規約の施行日の前日において、旧基金の代議員であった者は、施行日以降引き続きこの基金の代議員とする。

2 前項の規定による代議員の任期は、旧基金の代議員の残任期間とする。

(役員に関する経過措置)

第14条 施行日の前日において、旧基金の役員であった者は、施行日以降引き続きこの基金の役員とする。

2 前項の規定による役員任期は、旧基金の役員残任期間とする。

附 則 (標準掛金の変更に伴うもの)

(施行日)

第1条 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成21年3月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則別表第 1

年齢別乗率

年齢	乗率	年齢	乗率
60歳以下	13.69819	81歳	7.39808
61歳	13.47813	82	7.05910
62	13.24969	83	6.72634
63	13.01234	84	6.40080
64	12.76591	85	6.08339
65	12.51034	86	5.77774
66	12.24534	87	5.48706
67	11.97047	88	5.21068
68	11.68557	89	4.94673
69	11.39089	90	4.69433
70	11.08680	91	4.45447
71	10.77439	92	4.22897
72	10.45402	93	4.01859
73	10.12714	94	3.82182
74	9.79477	95	3.63392
75	9.45777	96	3.46033
76	9.11679	97	3.30044
77	8.77275	98	3.15393
78	8.42712	99	3.01892
79	8.08275	100	2.89531
80	7.74193		

(備考) 年齢に 1 歳未満の端数月がある場合の乗率の算出は次の算式により計算し、小数第 6 位を、4 捨 5 入する。

$$A + (B - A) \times \text{端数月数} / 12$$

A……端数月を切り捨てた年齢による乗率

B……端数月を切り上げた年齢による乗率

附則別表第 2

年齢別乗率

年齢	乗率	年齢	乗率
15歳	11.12655	38歳	3.24754
16	10.54650	39	3.07823
17	9.99668	40	2.91776
18	9.47553	41	2.76565
19	8.98154	42	2.62147
20	8.51331	43	2.48480
21	8.06949	44	2.35526
22	7.64880	45	2.23248
23	7.25005	46	2.11609
24	6.87209	47	2.00577
25	6.51383	48	1.90121
26	6.17424	49	1.80209
27	5.85236	50	1.70814
28	5.54726	51	1.61909
29	5.25807	52	1.53469
30	4.98395	53	1.45468
31	4.72412	54	1.37884
32	4.47784	55	1.30696
33	4.24440	56	1.23882
34	4.02313	57	1.17424
35	3.81339	58	1.11303
36	3.61459	59	1.05500
37	3.42615	60歳以上	1.00000

(備考) 附則別表第 1 の備考に同じ。

附則別表第 3

残余期間別乗率

期間	乗率
0年	0.00000
1	0.96936
2	1.88819
3	2.75912
4	3.58464
5	4.36713

(備考) 期間に 1 年未満の端数月がある場合の乗率の算出は次の算式により計算し、小数第 6 位を、4 捨 5 入する。

$$A + (B - A) \times \text{端数月数} / 12$$

A……端数月を切り捨てた期間による乗率

B……端数月を切り上げた期間による乗率

附則別表第 4

年齢別乗率

年齢	乗率	年齢	乗率
15歳	1.23113	38歳	4.21802
16	1.29884	39	4.45002
17	1.37027	40	4.69477
18	1.44564	41	4.95298
19	1.52515	42	5.22539
20	1.60903	43	5.51279
21	1.69753	44	5.81599
22	1.79089	45	6.13587
23	1.88939	46	6.47334
24	1.99331	47	6.82938
25	2.10294	48	7.20499
26	2.21860	49	7.60127
27	2.34063	50	8.01934
28	2.46936	51	8.46040
29	2.60518	52	8.92573
30	2.74846	53	9.41664
31	2.89963	54	9.93456
32	3.05910	55	10.48096
33	3.22736	56	11.05741
34	3.40486	57	11.66557
35	3.59213	58	12.30717
36	3.78969	59	12.98407
37	3.99813	60歳以上	13.69819

(備考) 附則別表第 1 の備考に同じ。

別表第 1

資格喪失時年齢別乗率

資格喪失時年齢	乗率
24 歳以下	0.20
25 歳	0.22
26	0.24
27	0.28
28	0.31
29	0.32
30	0.33
31	0.36
32	0.42
33	0.44
34	0.46
35	0.46
36	0.48
37	0.54
38	0.56
39	0.56
40	0.56
41	0.57
42	0.63
43	0.65
44	0.66
45	0.68
46	0.70
47	0.72
48	0.75
49	0.75
50	0.80
51	0.82
52	0.85
53	0.87
54	0.90
55	0.93
56 歳以上	1.00

(備考) 年齢に 1 年未満の端数月がある場合は、これを切り捨てる。

## 別表第2

## 再評価率に応じた期間別年金現価率

期間	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%
0年	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1	0.999	0.999	0.998	0.998	0.997	0.997	0.996	0.995	0.995	0.994
2	1.998	1.996	1.994	1.991	1.989	1.987	1.985	1.983	1.981	1.979
3	2.995	2.991	2.986	2.981	2.976	2.972	2.967	2.962	2.958	2.953
4	3.992	3.983	3.975	3.967	3.959	3.951	3.942	3.934	3.926	3.918
5	4.987	4.974	4.962	4.949	4.936	4.924	4.911	4.898	4.886	4.874
6	5.982	5.963	5.945	5.927	5.909	5.891	5.873	5.855	5.837	5.820
7	6.975	6.950	6.925	6.901	6.876	6.852	6.828	6.804	6.780	6.756
8	7.967	7.935	7.903	7.871	7.839	7.808	7.776	7.745	7.714	7.683
9	8.959	8.918	8.878	8.837	8.797	8.758	8.718	8.679	8.640	8.602
10	9.949	9.899	9.849	9.800	9.751	9.702	9.654	9.606	9.558	9.511
11	10.939	10.878	10.818	10.758	10.699	10.641	10.582	10.525	10.467	10.411
12	11.927	11.855	11.784	11.713	11.643	11.574	11.505	11.437	11.369	11.302
13	12.915	12.830	12.747	12.664	12.582	12.501	12.421	12.341	12.262	12.184
14	13.901	13.804	13.707	13.611	13.517	13.423	13.330	13.239	13.148	13.058
15	14.887	14.775	14.664	14.555	14.447	14.340	14.234	14.129	14.025	13.923
16	15.871	15.744	15.619	15.495	15.372	15.251	15.131	15.012	14.895	14.779
17	16.855	16.712	16.570	16.431	16.292	16.156	16.021	15.888	15.757	15.627
18	17.838	17.677	17.519	17.363	17.209	17.056	16.906	16.758	16.611	16.466
19	18.819	18.641	18.465	18.291	18.120	17.951	17.784	17.620	17.458	17.298
20	19.800	19.602	19.408	19.216	19.027	18.841	18.657	18.475	18.297	18.121

期間	1.1%	1.2%	1.3%	1.4%	1.5%	1.6%	1.7%	1.8%	1.9%	2.0%
0年	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1	0.994	0.993	0.993	0.992	0.991	0.991	0.990	0.990	0.989	0.989
2	1.976	1.974	1.972	1.970	1.968	1.966	1.964	1.962	1.960	1.958
3	2.949	2.944	2.939	2.935	2.930	2.926	2.921	2.917	2.912	2.908
4	3.910	3.902	3.894	3.886	3.878	3.871	3.863	3.855	3.847	3.839
5	4.861	4.849	4.837	4.825	4.812	4.800	4.788	4.776	4.764	4.753
6	5.802	5.785	5.767	5.750	5.733	5.716	5.699	5.682	5.665	5.648
7	6.733	6.709	6.686	6.662	6.639	6.616	6.594	6.571	6.548	6.526
8	7.653	7.623	7.592	7.562	7.533	7.503	7.474	7.444	7.415	7.386
9	8.563	8.525	8.487	8.450	8.413	8.376	8.339	8.302	8.266	8.230
10	9.464	9.417	9.371	9.325	9.280	9.234	9.190	9.145	9.101	9.057
11	10.354	10.299	10.243	10.188	10.134	10.080	10.026	9.973	9.920	9.868
12	11.235	11.170	11.104	11.040	10.975	10.912	10.849	10.786	10.725	10.663
13	12.107	12.030	11.954	11.879	11.805	11.731	11.658	11.585	11.514	11.443
14	12.969	12.881	12.793	12.707	12.622	12.537	12.453	12.370	12.288	12.207
15	13.821	13.721	13.622	13.524	13.426	13.330	13.235	13.141	13.048	12.956
16	14.665	14.551	14.439	14.329	14.219	14.111	14.004	13.898	13.794	13.690
17	15.499	15.372	15.247	15.123	15.001	14.880	14.760	14.642	14.526	14.411
18	16.324	16.183	16.043	15.906	15.770	15.636	15.504	15.373	15.244	15.116
19	17.140	16.984	16.830	16.678	16.529	16.381	16.235	16.091	15.949	15.809
20	17.947	17.776	17.607	17.440	17.276	17.114	16.954	16.796	16.641	16.487

(備考) 本表を適用する場合に、期間に1年未満の端数月がある場合の率の算出は次の算式により計算する。(小数第4位を4捨5入する。)

$$A + (B - A) \times \text{端数月数} / 12$$

A・・・端数月を切り捨てた期間による率

B・・・端数月を切り上げた期間による率

期間	2.1%	2.2%	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.8%	2.9%	3.0%
0年	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1	0.988	0.987	0.987	0.986	0.986	0.985	0.985	0.984	0.983	0.983
2	1.956	1.954	1.952	1.949	1.947	1.945	1.943	1.941	1.939	1.937
3	2.903	2.899	2.894	2.890	2.886	2.881	2.877	2.872	2.868	2.864
4	3.832	3.824	3.816	3.809	3.801	3.793	3.786	3.778	3.771	3.763
5	4.741	4.729	4.717	4.706	4.694	4.682	4.671	4.659	4.648	4.637
6	5.631	5.615	5.598	5.582	5.565	5.549	5.533	5.517	5.501	5.485
7	6.503	6.481	6.459	6.437	6.415	6.393	6.372	6.350	6.329	6.308
8	7.358	7.329	7.301	7.272	7.244	7.217	7.189	7.161	7.134	7.107
9	8.194	8.159	8.123	8.088	8.053	8.019	7.985	7.950	7.917	7.883
10	9.014	8.970	8.928	8.885	8.843	8.801	8.759	8.718	8.677	8.636
11	9.816	9.765	9.714	9.663	9.613	9.563	9.514	9.465	9.416	9.368
12	10.602	10.542	10.482	10.423	10.364	10.306	10.248	10.191	10.134	10.078
13	11.372	11.302	11.233	11.165	11.097	11.030	10.963	10.897	10.832	10.767
14	12.126	12.047	11.968	11.889	11.812	11.735	11.660	11.585	11.510	11.436
15	12.865	12.775	12.685	12.597	12.510	12.423	12.338	12.253	12.169	12.086
16	13.588	13.487	13.387	13.288	13.190	13.094	12.998	12.903	12.810	12.717
17	14.297	14.184	14.073	13.963	13.854	13.747	13.641	13.536	13.432	13.330
18	14.991	14.866	14.743	14.622	14.502	14.384	14.267	14.151	14.037	13.924
19	15.670	15.534	15.399	15.266	15.134	15.004	14.876	14.750	14.625	14.502
20	16.336	16.187	16.039	15.894	15.751	15.609	15.470	15.332	15.196	15.062

期間	3.1%	3.2%	3.3%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%	3.9%	4.0%
0年	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1	0.982	0.982	0.981	0.981	0.980	0.980	0.979	0.979	0.978	0.977
2	1.935	1.933	1.931	1.929	1.927	1.925	1.923	1.921	1.919	1.917
3	2.859	2.855	2.851	2.847	2.842	2.838	2.834	2.829	2.825	2.821
4	3.756	3.748	3.741	3.734	3.726	3.719	3.712	3.704	3.697	3.690
5	4.625	4.614	4.603	4.592	4.580	4.569	4.558	4.547	4.536	4.525
6	5.469	5.453	5.437	5.421	5.406	5.390	5.375	5.359	5.344	5.329
7	6.287	6.266	6.245	6.224	6.203	6.183	6.162	6.142	6.121	6.101
8	7.080	7.053	7.026	7.000	6.974	6.947	6.921	6.895	6.870	6.844
9	7.849	7.816	7.783	7.750	7.718	7.686	7.653	7.622	7.590	7.558
10	8.596	8.556	8.516	8.476	8.437	8.398	8.359	8.321	8.283	8.245
11	9.320	9.272	9.225	9.178	9.132	9.086	9.040	8.995	8.950	8.905
12	10.022	9.967	9.912	9.857	9.803	9.750	9.697	9.644	9.592	9.540
13	10.703	10.639	10.576	10.514	10.452	10.391	10.330	10.270	10.210	10.151
14	11.364	11.291	11.220	11.149	11.079	11.009	10.940	10.872	10.805	10.738
15	12.004	11.923	11.843	11.763	11.684	11.606	11.529	11.453	11.377	11.302
16	12.626	12.535	12.446	12.357	12.269	12.183	12.097	12.012	11.928	11.845
17	13.228	13.128	13.029	12.931	12.835	12.739	12.644	12.551	12.458	12.367
18	13.813	13.703	13.594	13.487	13.381	13.276	13.172	13.070	12.969	12.869
19	14.380	14.260	14.141	14.024	13.908	13.794	13.681	13.570	13.460	13.351
20	14.930	14.800	14.671	14.544	14.418	14.294	14.172	14.052	13.933	13.815

期間	4.1%	4.2%	4.3%	4.4%	4.5%	4.6%	4.7%	4.8%	4.9%	5.0%
0年	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1	0.977	0.976	0.976	0.975	0.975	0.974	0.974	0.973	0.973	0.972
2	1.915	1.913	1.911	1.909	1.907	1.906	1.904	1.902	1.900	1.898
3	2.817	2.813	2.808	2.804	2.800	2.796	2.792	2.788	2.784	2.779
4	3.683	3.676	3.668	3.661	3.654	3.647	3.640	3.633	3.626	3.619
5	4.515	4.504	4.493	4.482	4.472	4.461	4.450	4.440	4.429	4.419
6	5.314	5.299	5.284	5.269	5.254	5.239	5.224	5.210	5.195	5.180
7	6.081	6.061	6.042	6.022	6.002	5.983	5.963	5.944	5.925	5.906
8	6.819	6.793	6.768	6.743	6.719	6.694	6.669	6.645	6.621	6.597
9	7.527	7.496	7.465	7.434	7.404	7.374	7.344	7.314	7.284	7.254
10	8.207	8.170	8.133	8.096	8.060	8.024	7.988	7.952	7.916	7.881
11	8.861	8.817	8.774	8.730	8.687	8.645	8.603	8.561	8.519	8.478
12	9.489	9.438	9.388	9.338	9.288	9.239	9.190	9.142	9.094	9.046
13	10.092	10.034	9.976	9.919	9.863	9.807	9.751	9.696	9.642	9.587
14	10.672	10.606	10.541	10.477	10.413	10.350	10.287	10.225	10.164	10.103
15	11.228	11.155	11.082	11.010	10.939	10.869	10.799	10.730	10.662	10.594
16	11.763	11.682	11.601	11.522	11.443	11.365	11.288	11.212	11.136	11.061
17	12.276	12.187	12.099	12.011	11.925	11.839	11.755	11.671	11.588	11.507
18	12.770	12.672	12.576	12.480	12.386	12.293	12.201	12.110	12.020	11.931
19	13.244	13.138	13.033	12.930	12.827	12.726	12.627	12.528	12.431	12.335
20	13.699	13.585	13.472	13.360	13.250	13.141	13.034	12.927	12.823	12.719

期間	5.1%	5.2%	5.3%	5.4%	5.5%	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%	6.0%
0年	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1	0.971	0.971	0.970	0.970	0.969	0.969	0.968	0.968	0.967	0.967
2	1.896	1.894	1.892	1.890	1.888	1.886	1.884	1.882	1.881	1.879
3	2.775	2.771	2.767	2.763	2.759	2.755	2.751	2.747	2.743	2.739
4	3.612	3.605	3.598	3.591	3.585	3.578	3.571	3.564	3.557	3.551
5	4.408	4.398	4.388	4.377	4.367	4.357	4.347	4.337	4.327	4.316
6	5.166	5.152	5.137	5.123	5.109	5.095	5.081	5.067	5.053	5.039
7	5.887	5.868	5.849	5.830	5.812	5.793	5.775	5.757	5.738	5.720
8	6.573	6.549	6.525	6.502	6.478	6.455	6.432	6.409	6.386	6.363
9	7.225	7.196	7.167	7.138	7.110	7.081	7.053	7.025	6.997	6.970
10	7.846	7.811	7.777	7.743	7.709	7.675	7.641	7.608	7.575	7.542
11	8.437	8.396	8.356	8.316	8.276	8.237	8.197	8.159	8.120	8.082
12	8.999	8.952	8.906	8.860	8.814	8.769	8.724	8.679	8.635	8.591
13	9.534	9.481	9.428	9.376	9.324	9.272	9.222	9.171	9.121	9.071
14	10.043	9.983	9.924	9.865	9.807	9.750	9.693	9.636	9.580	9.525
15	10.527	10.460	10.395	10.330	10.265	10.201	10.138	10.076	10.014	9.952
16	10.988	10.914	10.842	10.770	10.699	10.629	10.560	10.491	10.423	10.356
17	11.426	11.346	11.267	11.188	11.111	11.034	10.959	10.884	10.810	10.736
18	11.843	11.756	11.670	11.585	11.501	11.418	11.336	11.255	11.175	11.095
19	12.240	12.146	12.053	11.961	11.871	11.781	11.693	11.606	11.519	11.434
20	12.617	12.516	12.417	12.319	12.221	12.125	12.031	11.937	11.845	11.753

## キヤノンアネルバ企業年金基金規約

- 第1章 総則
- 第2章 代議員会及び代議員会
- 第3章 役員及び職員
- 第4章 加入者
- 第5章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与
- 第6章 給付
  - 第1節 給付の通則
  - 第2節 老齢給付金
  - 第3節 脱退一時金
  - 第4節 遺族給付金
- 第7章 掛金
- 第8章 積立金の積立て
- 第9章 積立金の運用及び業務の委託
- 第10章 解散及び清算
- 第11章 福祉事業
- 第12章 年金通算
- 第13章 雑則
- 付則